

岩手県における精神病者監護法時代の精神障害者処遇の歴史

田辺有理子

The History of Treatment of People with Mental Disorders in Iwate Prefecture under The Law to Control the Mentally Subnormal

Yuriko Tanabe

要 旨

本稿では、岩手県の精神障害者の処遇に関する歴史の一部として、1903(明治36)年から1941(昭和16)年の監置の動向を明らかにした。監置に関する資料に、『岩手県警察統計書』および『府県統計書岩手県』を用いた。また、同時期の岩手県内の精神科医療に関する論文、警察資料、新聞などを用い、全国調査や法律に照らして岩手県の監置の特徴を検討した。

各年末の監置者数は43人から170人、男性が多かった。精神病者監護法における監置は一生解かれないという一般的な認識とは異なり、一度監置されても監置を解かれる人数が死亡の人数よりも多かった。監置場所は、私宅監置が最も多かったが、他に精神科病院や精神病者収容所が用いられた。

また、岩手県の精神科病院開設は1932(昭和7)年で、他県に比べて遅れていたため、一部の精神障害者は県外の精神科病院や、病院の機能を持たない精神病者収容所に監置された。岩手県の精神障害者の多くは治療を受けられないまま、都市部から離れた地方且つ厳寒の過酷な環境で、私宅監置を余儀なくされた。

しかし、岩手県取締規則や新聞記事から、当時の処遇は保安だけでなく人権擁護の姿勢があったと推察された。

キーワード：精神病者監護法、精神病院法、監置、歴史、岩手県

1. はじめに

精神科医療の変遷をみると、日本で最初の法律は1900(明治33)年に制定された精神病者監護法¹⁾で、同法によって精神障害者の監置が一律に制度化された。その後、1950(昭和25)年精神衛生法²⁾制定により私宅監置が禁止されたが、昭和30年代から40年代にかけて、施設処遇が推し進められた。精神障害者は社会からの隔離ともいいく扱いを受けてきたのである。

近代日本の精神障害者の悲惨な処遇については、歴史的研究が進むにつれて明らかになっていくが、京都や東京など早期に精神科病院が開設された地域に関するものが多くの、東北地方、とりわけ岩手県について言及されたものは少なく、精神

病者監護法時代の岩手県に関しては白石³⁾⁻⁴⁾の論文しかない。また、東京帝国大学の医師呉秀三が1918(大正7)年に著した『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察』⁵⁾は全国の私宅監置の状況調査として知られているが、岩手県はこの調査の対象にならなかった。

地域にはそれぞれに歩んできた歴史がある。精神科医療において、地域の特徴を明らかにすることは、これから社会復帰促進事業を行なうための足掛りになる。しかし、私宅監置をはじめとする精神病者監護法による監置について、これまでの研究では各都道府県の被監置者数やその推移を明らかにしたもののはほとんど見られない。

本稿では、岩手県における精神障害者の処遇の歴史を知る基礎作業として、明治から昭和初期の

監置について、被監置者数と監置場所およびその推移を実数で確認した。監置に関する資料として、『岩手県警察統計書』および『府県統計書岩手県』を用いた。また、同時期の岩手県内の精神科医療に関する論文や新聞を用い、全国調査や法律に照らして岩手県の監置の特徴を検討した。使用した資料は全て公刊されたものである。また、瘋癲・狂癲・精神病者などの用語は、資料検索過程を明確にするため、資料からそのまま引用した。

2. 精神病者監護法制定以前の取締規則

近代の精神科医療に関する最初の法律は、1900(明治33)年3月10日法律第38号精神病者監護法である。

それまでは、各都道府県の警察関連法規で管理されており、同法制定によって地域ごとに異なっていた精神障害者の処遇規定が一律になった。

法律制定以前の規則とは、どのようなものだったのか。最も古い公文書では、1875(明治8)年の太政官達第29号行政警察規則⁶⁾に路上の狂癲人の取り扱いについて「路上狂癲人アレハ穩ニ之ヲ介抱シ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戸長ニ引渡スヘシ」とある。また、1878(明治11)年の東京警視庁布達甲第38號⁷⁾には「瘋癲人看護及ヒ不良ノ子弟等教戒ノ為メ不得已私宅ニ於テ鎖錠セントスル者ハ(中略)親族連印ノ上瘋癲人ハ醫師ノ診断書ヲ添ヘ所轄警察視分署へ願出認許ヲ可受此旨布達候事」とあり、私宅に鎖錠しようとする場合は、所轄警察分署へ許可を得ることとされた。さらに、1884(明治17)年の警視庁達第56号瘋癲人取扱心得⁸⁾⁻⁹⁾には「瘋癲人ヲ私宅ニ鎖錠シ又ハ私立瘋癲病院ニ入院セシメント願出ル者アルトキハ(以下略)」と病院の文言があり、病院への鎖錠が認められている。

明治10年代より警視庁以外の各都府県の行政警察でもそれぞれに規定を設けていたが、その内容は地域によって異なっていた。赤倉¹⁰⁾によると、警視庁令に見られない規程として、静岡県では不当な監禁は病者に有害との内容や、岡山県、長野県、奈良県では鎖錠場の空気の疎通や掃除に関する内容などが挙げられている。

岩手県では、1886(明治19)年縣甲達第45號瘋癲人取締規則¹¹⁾(表1)が定められた。この第二條によると、岩手県でも1887(明治20)年時点で、すでに鎖錠の際は警察署への届出が必要とされていた。第三條には、鎖錠した場合の具体的な遵守

事項が記載されていた。その内容は、室内を換気し清潔に保つこと、健康のために必要な衣食物以外は室内に入れないこと、また、水火災の場合には解放することである。第四條・第五條では、監置を解くか移転するときにも、警察への届出が必要で、時には監置の様子を立ち入り検査すると規定されていた。

表1 瘋癲人取締規則

第一條

瘋癲人ハ其父兄親屬ニ於テ看守ヲ嚴ニシ看
守者ナクシテ徘徊セシム可カラス

第二條

瘋癲人若シ狂暴ニシテ制御シ能ハサルカ其
他止ムヲ得サル事故アツテ鎖錠セントスル
トキハ其鎖錠スル場所ヲ定メ父兄其之レナ
キモノハ最近ノ親属二名以上連署ノ上醫師
ノ診断書ヲ添ヘ戸長ノ奥書ヲ得テ所轄警察
署又ハ分署ニ願出テ許可ヲ受ク可シ

第三條

許可ヲ得鎖錠シタルトキハ左ノ条項ヲ遵守
ス可シ

- 一 室内ハ空気疎通ヲ便ナラシメ且ツ清潔
ニ掃除ス可シ
- 二 室内ニハ健康ヲ保護スルニ必要ナル衣
食物ノ外入ル可カラス
- 三 水火災等ノ場合ニハ速カニ解放シ看守
者ヲ附シ置ク可シ

第四條

鎖錠ヲ解クカ又ハ他ニ移転セントセルトキ
ハ其事由ヲ具シ所轄警察署又ハ分署ニ届出
認可ヲ受ク可シ

第五條

警察官吏ハ時宜ニ依リ臨検スルコトアル可
シ

「巖手縣達甲第45號」明治19年7月2日

また、縣達甲第45號の一週間後に警坤第35號瘋癲人取扱手續¹²⁾(表2)が公布された。その第二條に、取扱の様子をみて苛酷だと判断したら適宜指導すること、第3條に、健康を害する恐れのあるときは、適宜その場所を改造または掃除させることが規定されていた。

表2 癲癇人取扱手續

第一條

癲癇人鎖錠願出ツルモノアルトキハ其願人ト病者トノ身分醫師ノ診断書及其事実等調査ノ上之ヲ許否ス可シ

第二條

前條許可シタル後チハ時々巡査ヲ派遣シテ取扱ノ模様ヲ視察セシメ若シ苛酷ノ取扱アリト思料スルトキハ適宜ノ処置ヲ為スヘシ

第三條

規則第三條ノ規定ニ背キ健康ヲ害スルノ恐レアリト思認スルトキハ適宜改造又ハ掃除ヲナサシムヘシ

第四條

(省略)

「巖手縣警坤第35號」明治19年7月7日

警視庁(東京都)と岩手県行政警察とを比較すると、警視庁は手続きが細かく定められ、私立癲癇病院の入院に関することも盛り込まれていたが、岩手県には精神科病院が存在せず、入院に関する事項はなかった。しかし、岩手県の文書では、岡山県、長野県、奈良県と同様に、換気、清潔など環境への配慮がみられ、現代の保護室の基準や看護の視点にも共通する。当時の岩手県行政警察には社会的な保安のみならず、精神障害者の保護という考えがあったといえる。

3. 監置室の構造

監置室の構造について、精神病者監護法第九條(表3)では命令を以て規定するとされ、各都道府県に任されていた。同法制定により、処遇規定は一律になったが、監置室の構造は各都道府県の規定によって差異があった可能性がある。

表3 精神病者監護法第九條

私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ハ行政令ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ノ構造設備及管理方法ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

床面積について、東京府(都)では1908(明治41)年発三ノ衛第一九二号「私宅監置室ノ坪数ヲ一定スル件」¹³⁾を以て「患者一人ニ付キ少クモ一坪半(即チ畳数三枚)以上」と定めており、他県もこれに倣ったか、更に狭い一坪程度の監置室もあった⁵⁾。橋本¹⁴⁾の2003(平成15)年の全国調査では、16都道府県(秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京府(都)、山梨県、富山県、石川県、愛知県、京都府、滋賀県、大阪府、島根県、香川県、高知県、沖縄県)の資料に監置室の構造に関する規定が含まれ、床面積の基準は平均約1.4坪だった。

岩手県では、巖手縣訓令丁第38號精神病者監護法令取扱手續第十一條¹⁵⁾(表4)に、私宅監置室は家宅内で二坪半以上の部屋と定められていた。岩手県の床面積は、他県に比べて広い基準だった。

表4 精神病者監護法令取扱手續

第十一條

私宅監置室ハ資力ノ程度及精神病者ノ症状ニ依リ自ラ一定シ難シト雖トモ概ネ左ノ各號ヲ調査許否スルヲ要ス

- 一 家宅内ニシテ可域貳坪半以上ノ室タル事
- 二 光線ノ注射空気ノ流通ニ支障ナキ事
- 三 床ハ地上壹尺以上ニシテ板張トシ畳ヲ敷ク事
- 四 非常事変ニ際シ容易ニ危難ヲ避ケシメ得ヘキ出入口ヲ設クル事
- 五 逃亡自殺等危険ノ虞アル構造ヲ避クル事
- 六 廁園ハ衛生上適當ナル構造設備タル事

「巖手縣訓令丁第38號」明治33年8月29日

また、精神病者監護法では、私宅監置室のほかに公私立精神病院及び公私立病院の精神病室についても規定することとされたが、巖手縣訓令丁第38號は私宅監置室に関する規定のみだった。この時点では精神科病院が存在しない岩手県には、精神病室の規定がなかった。

4. 被監置者数

岩手県警察が把握した被監置者数に関する資料として、『岩手県警察統計書』と『府県統計書岩

手県』がある。『岩手県警察統計書』¹⁶⁾⁻¹⁸⁾には、1904(明治37)年から1908(明治41)年までの「精神病者異動」の項目があり、1904(明治37)年の統計資料には前年度からの越高、つまり1903(明治36)年の年末の被監置者数が記載されていた。また、1909(明治42)年の『府県統計書岩手県』¹⁹⁾に「精神病者」の項目があり、1905(明治38)年から1909(明治42)年までの推移が記載されていた。以降1941(昭和16)年まで、毎年の記載が確認できる²⁰⁾⁻⁵¹⁾。『岩手県警察統計書』と『府県統計書岩手県』、それぞれに記載された1905(明治38)年から1908(明治41)年までの統計資料は項目および数値が一致しているため、原書は同一のものと判断し、同一資料として扱う。また、『府県統計書岩手県』は1941(昭和16)年を最後に休刊し、第二次世界大戦終戦後の1947(昭和22)年から後継書として『岩手県統計年鑑』が毎年発行されている。『昭和22年岩手県統計年鑑』⁵²⁾には、警察の「行政執行処分」統計欄に「瘋癲者」の項目があるが、

値は県内全て「-」と記載され、数値は不明だった。1948(昭和23)年から1950(昭和25)年まで⁵³⁾⁻⁵⁵⁾は警察の項目がなかった。1951(昭和26)年⁵⁶⁾からは警察に代わって公安の項目があるが、監置に関する統計はなかった。1950(昭和25)年の精神衛生法制定により、座敷牢などの私宅監置は禁止され、精神病者監護法の廃止に伴い警察への届出義務もなくなったため、警察による被監置者数の把握は1950(昭和25)年までと考えられる。

以上の資料検索結果から、岩手県の被監置者数に関する統計資料を1903(明治36)年から1941(昭和16)年までとして検討する。また、被監置者数は県内の警察署別の数だが、1904(明治37)年に19署あった警察署が統廃合され、1941(昭和16)年には17署となっているため、管轄地域や人口による比較はできない。したがって、各署の合計すなわち岩手県内の全数でその推移をみていく。

被監置者の総数を図1に示した。

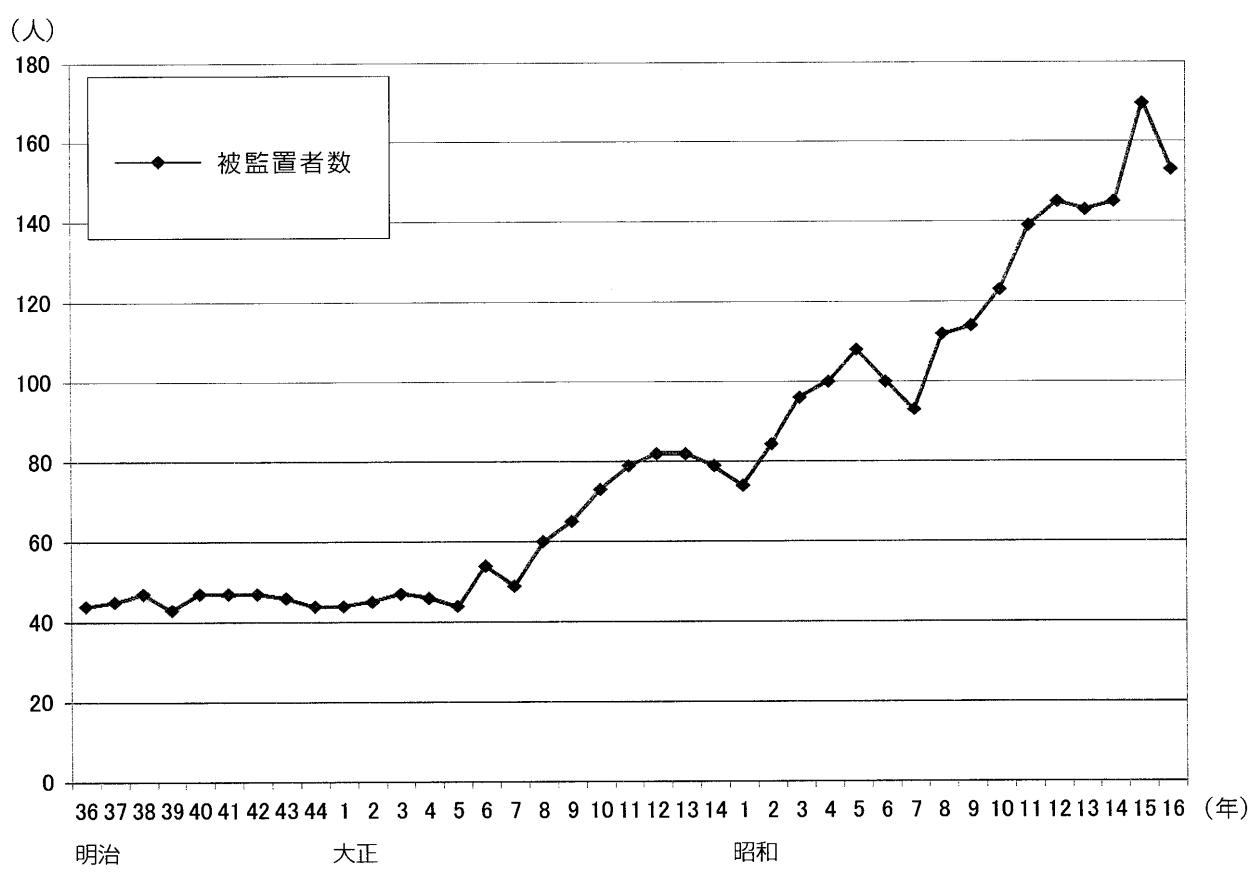


図1 岩手県における被監置者数の推移

概観すると、1903(明治36)年から1916(大正5)年までは43人から47人でほぼ横ばいだが、1917(大正6)年から人数が増加して、170人まで増えていた。

男女の比では、総じて男性が多い。被監置者の総数に対する男性の割合が最も多い1915(大正4)年は総数46人中男性43人で93.5%，最も少ない1920(大正9)年は65人中50人76.9%だった。呉らの調査⁵⁷⁾でも、男性の被監置者が80.6%で、岩手県も同様だった。監置の願い出は、疾患よりも興奮や暴力などに対応できるかどうか、体格や腕力などが考慮された可能性がある。

また、「不監置」または「不要監置者」として、監置されていない精神病者が、毎年記載されていた。その数は403人から760人で、大正前期には被監置者に対して不要監置者の数が約14倍になっていた。精神病者監護法では、監置を要しない者についての取り決めは見当たらない。しかし、各都道府県の統計書にも同様に不要監置者の項目があり、全国的に同様の統計をとっていたとみられる。

岩手県では、1887(明治20)年県訓令丁第72号「警ら及び巡回規定」⁵⁸⁾に、巡査の受持簿に瘋癲白痴の姓名住所を記載することが定められていた。同規定により、管轄地域ごとに監置の届出のみならず、不要監置者も掌握していたことがわかる。また、岩手県の精神科医師の白石³⁾は「各地域に監置・未監置で散在していた精神障害者は警察によって克明に把握されていて、官様などが来県するときは患者を絶対に戸外に出してはならんときついおふれが回されて、ふだんは自由に戸外を遊び歩いていた患者たちまで家の中に閉じこめられ」と述べており、精神障害者が全て警察の監視下にあったことがわかる。

被監置者数が増加した1916(大正5)年から1941(昭和16)年の推移をみると、不要監置者は621人から751人へ1.2倍の増加だが、被監置者数は44人から153人へ3.5倍も増加していた。不要監置者の増加に比べて被監置者数の増加が急激であり、この増加の程度は、精神病者の増加や病状の悪化によるものとは考え難い。山本ら⁵⁹⁾の和歌山県に関する調査によると、明治から大正時代の被監置者数は右肩上がりに増加しているが、岩手県の被監置者数は、1916(大正5)年まではほとんど横ばいで1917(大正6)年から増加している(図1)。岩手県の被監置者数が1916(大正5)年まで増えなかつた要因として、監置の届出や監置場所の整備などが遅れていた可能性もある。また、

1917(大正6)年頃に岩手県で監置の扱いに影響する行政や警察の動きや、精神障害者に関する出来事がなかったのか、今後調査を進めていく必要がある。

5. 「監置」および「監置の廃止」

1904(明治37)年から1927(昭和2)年の統計資料には、年末現在の岩手県内の精神病者を被監置者と不要監置者に分けて、人数とその出入りが掲載されている。

1913(大正2)年からは年末現在の被監置者、不要監置者に仮監置者が加わっている。仮監置は精神病者監護法第三條(表5)に規定され、急迫した事情で監置する時、監置を廃止した後3年内に再び監置する時、禁治産者を監置する時が該当する。

表5 精神病者監護法第三條

精神病者ヲ監置セムトスルトキハ行政庁ノ許可ヲ受クヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ仮リニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ二十四時間内ニ行政庁ニ届出ヘシ
前項仮監置ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ス
行政庁ノ許可ヲ受ケテ監置シタル精神病者ヲ
廃止シタル後三箇年内ニ更ニ之ヲ監置セムト
スルトキ又ハ民法九百二十二条ニ依リ禁治産
者ヲ監置セムトスルトキハ行政庁ニ届出ヘシ

出入りについては、「入ノ部」は越高・新患・転入、「出ノ部」は全治・死亡・転出の項目に分かれていた。1913(大正2)年から項目の表記が変わり、「入ノ部」が「監置」、「出ノ部」が「監置ノ廃止」となり、細目も「越高」から「前年ヨリ越入員」、「新患」は「発病」として初発と再発に分けられ、「全治」が「治癒」となった。また、「行方不明」と「行方不明者の復帰」が加わった。これらの項目は精神病者監護法第五條(表6)に定められた治癒・死亡・行方不明・その監置を廃止したときという項目と一致しており、届出の内容に沿って管理されていたと推察される。

表6 精神病者監護法第五條

監置シタル精神病者治癒シ死亡シ若ハ行方
不明ト為リタルトキ又ハ其ノ監置ヲ廃止シタ
ルトキハ七日内ニ行政庁ニ届出ヘシ

ここで「治癒」の項目に着目する。1904(明治37)年から1927(昭和2)年の「出ノ部」あるいは「監置ノ廃止」の治癒と死亡の人数の推移を図2に示した。

治癒が1人から20人、死亡が3人から19人で、どちらの項目も概ね同じ幅の中で推移していた。24年間に延べにして194人が治癒として監置を解かれており、監置のまま死亡した191人を上回っていた。また、被監置者数に対する治癒の割合が最も多い1921(大正10)年には20人が治癒として監置を解かれ、前年度末の被監置者数65人の約3割にものぼっていた。

呉⁶⁰⁾が「病者ハ遂ニ終生幽囚ノ身ト為リテ再ビ天日ヲ仰グニ由ナキハ無期徒刑囚ニモ似テ却ッテ遙ニ之ニ劣ルトモ云フベシ。精神病者ノ私宅ニ監置セラルルモノニ至リテハ、實ニ囚人以下ノ冷遇ヲ受クルモノト謂フベシ。」と述べたように、一度監置されると一生出られなかつたというのが通説である。しかし、2003(平成15)年に大分県の『昭和十五年監置精神病者に関する綴』が発見され、橋本⁶¹⁾は「少数ではあるが回復し、監置が廃止さ

れた例も見られる」と述べている。また、2006(平成18)年に山本⁵⁹⁾は、「和歌山県の1905(明治38)年から1927(昭和2)年の治癒と死亡の割合が治癒の人数が多い」と報告している。

岩手県でも、治癒と判断されて監置を解かれる人数が死亡の人数を上回り、被監置者数の3割にのぼる年もあったことが実数で示されており、和歌山県の調査と同様に、呉らをはじめとする通説とは異なる状況が確認された。

また、「発病」が初発と再発に分けられた1913(大正2)年から1927(昭和2)年の15年間で、再発に21人の記載があり、一度監置を解かれても、その一部は再び監置されていた。

「行方不明」の項目では、1922(大正11)年と1925(大正14)年に各1人の記載があったが、統計資料を確認できる1927(昭和2)年まで「行方不明者の復帰」の項目には全く記載がなかった。統計書の数字だけではこの2人の消息を知る術はないが、監置の末に逃亡し、死亡するという悲惨な状況も想定される。

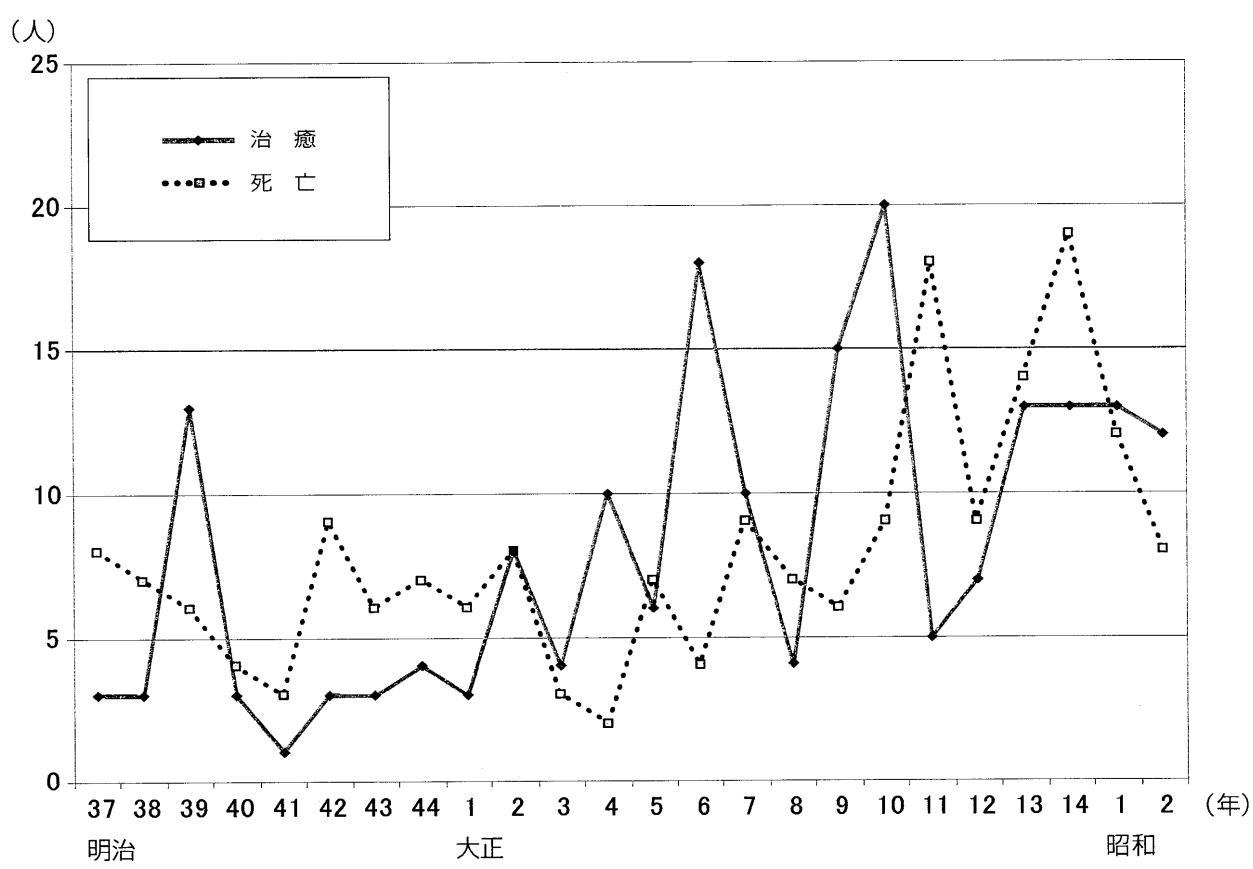


図2 岩手県における届出理由別監置者廃止者数の推移

6. 病院への監置

日本で最初の精神科病院開設は1875(明治8)年の京都府癲狂院⁵⁾とされている。吳ら⁵⁾が私宅監置の調査を元に精神科病院の建設を強く求め、1919(大正8)年3月27日法律第25号精神病院法⁶²⁾が制定された。同法制定時には、年間2,3ヶ所の公立精神科病院開設を予定していたが、経済不況の下で、同法制定から18年が経過した1937(昭和12)年でも、全国でわずか6病院にとどまった。そのため、同法第七條(表7)にあるように、主務大臣が私立の病院を道府県立病院の代用として認め、精神病院法による病院の大半が私立の代用病院でまかなわれた⁶³⁾。

表7 精神病院法第七條

主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條の規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得 (以下略)

岩手県で初めて開設された精神科病院は、財団法人岩手済世医会岩手保養院(岩手県盛岡市加賀野)である。開設日は1933(昭和8)年6月17日とされるが、病院の設置許可は1932(昭和7)年12月6日、使用認可は同年12月15日であり、初めての入院受け入れは更に遡って1932(昭和7)年9月1日とされる⁶⁴⁾。本稿では、病院への監置という観点から1932(昭和7)年を岩手県における病院開設の年として扱う。また、1935(昭和10)年には精神病院法に依る代用病院の指定を受けている⁶⁵⁾。1950(昭和25)年の精神衛生法制定により、公立精神病院が設置されるまで、県内の精神科病院はこの一ヶ所だった。

1928(昭和3)年から1941(昭和16)年の被監置者数の統計資料には、監置の開始や廃止の項目は無く、監置の根拠となる法律、監置場所および義務者か市町村長かという監置者の別による被監置者数が記載されていた。監置の根拠となる法律は、精神病者監護法と精神病院法である。

病院への監置についてみると、精神病者監護法に依る「義務者ノ監置」、「市町村長ノ監置」、精神病院法に依る入院の項目がある。「義務者ノ監置」については、精神病者監護法第一條に、また「市

町村長ノ監置」については、第六條に規定されている(表8)。

表8 精神病者監護法第一條第六條

第一條

精神病者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戸主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八條ニ依リ後見人タルコトヲ得サル者ハ此ノ限リニ在ラス監護義務者数人アル場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行スヘキ者ノ順位ハ左ノ如シ但シ監護義務者相互ノ同意ヲ以テ順位ヲ変更スルコトヲ得

第一 後見人

第二 配偶者

第三 親権ヲ行フ父又ハ母

第四 戸主

第五 前各号ニ掲ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族会ノ選任シタル者

第六條

精神病者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病者ノ住所地、住所地ナキトキ又ハ不明ナルトキハ所在地市区町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ之ヲ監護スヘシ

病院への被監置者数の推移を図3に示した。

1928(昭和3)年から1932(昭和7)年の岩手保養院開設まで毎年6から10人の病院への監置があった。

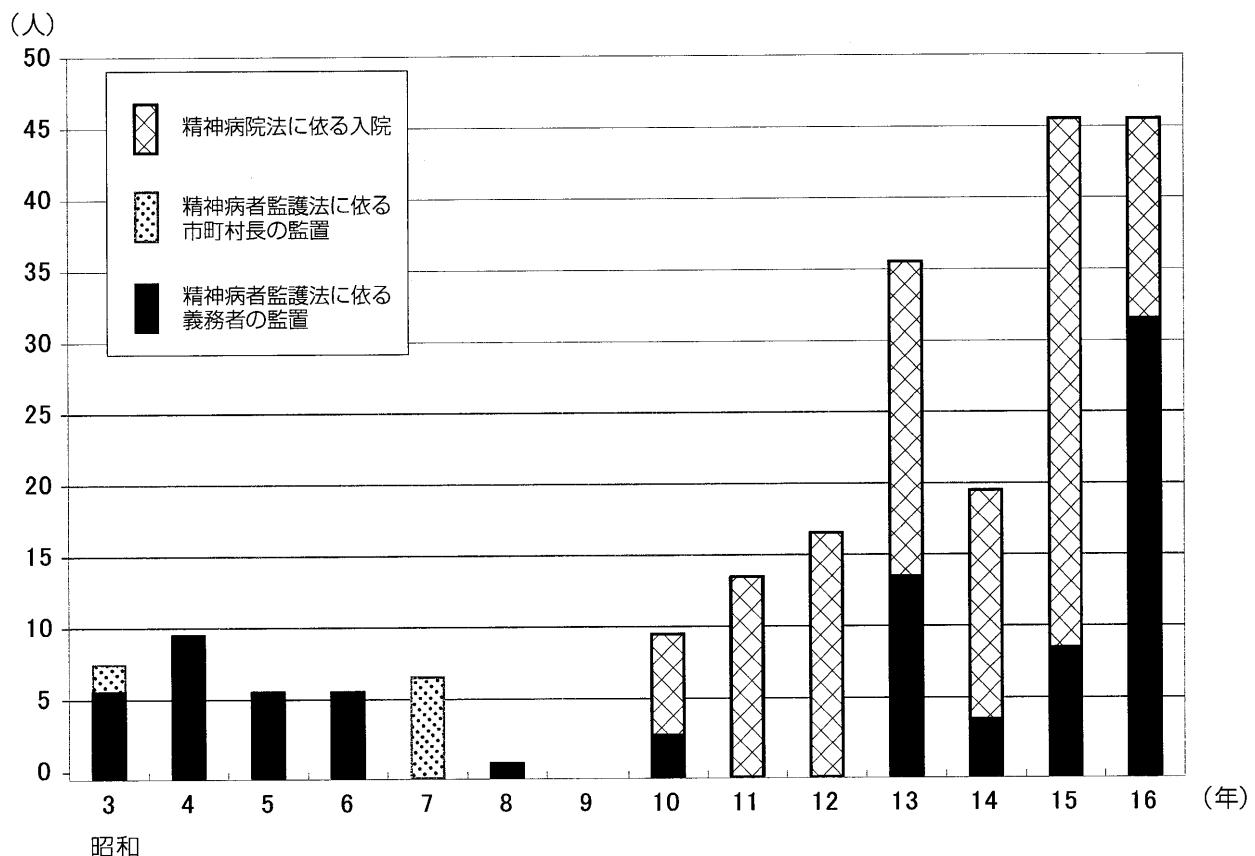


図3 岩手県における病院への収容監置者数の推移

岩手県は精神科病院の開設が、全国の流れより遅れていたため、病院へ監置するためには県外へ出でていく必要があった。その裏付けとして、東京府巣鴨病院(現都立松沢病院)には、明治20年代に東北諸県より入院を受け入れていた⁶⁶との記録がある。また、明治30年代から大正時代にかけて、岩手県域の新聞岩手日報には、県外の複数の病院が広告を掲載していた。1906(明治39)年から1907(明治40)年をみると、東京脳病院(開設明治31年)や新宿脳病院(同明治39年)、仙台市の東北脳病院(同明治39年)は毎月3回から5回の広告を掲載し、大正時代に入ると巣鴨脳病院(同大正2年)の広告も加わった⁶⁷⁾⁻⁶⁸⁾(図4)。

しかし、県外の病院への受診について白石⁴⁾は「経済的に余裕のあるごく一部の階層の人に限られ、岩手の精神障害者のほとんどは放置されるか自宅監置(私宅監置)されていた」と述べている。当時の生活状況や交通網を考慮すると、新聞を購読し、北東北の岩手県から遠く離れた東京や仙台まで、未治療の患者を連れて受診するのは、大変な経済的な負担であったと考えられる。

また、岩手保養院開設前の病院への監置として、県外の病院への受診の他に、公立の精神病者収容所があった。

岩手県には、盛岡市精神病者収容室(盛岡市東中野第3地割)があった。菅⁶⁹⁾の全国調査によると1935(昭和10)年時点では、全国に14施設あった公立の精神病者収容所のうちの一つで、設立は1925(大正14)年5月、定員は5名、経営主体は盛岡市だった。白石³⁾⁻⁴⁾によると、各部屋の鍵は警察が管理していた。しかし、現在までの調査では、警察資料や盛岡市の行政資料からは、盛岡市精神病者収容室に関して手続きや収容者数を確認できる資料が見つかっていない。

精神病者監護法における「公私立精神病院及公私立病院の精神病室」について、1925(大正14)年当時の内務省衛生局長は病院としての機能を持たない公立の監置施設を精神病院として扱ってよいとの見解を示していた⁷⁰⁾ため、市立の精神病者収容所である盛岡市精神病者収容室は、病院監置に含まれたと推察される。さらに、この盛岡市精神病者収容室は、家族の届出によっても利用可能

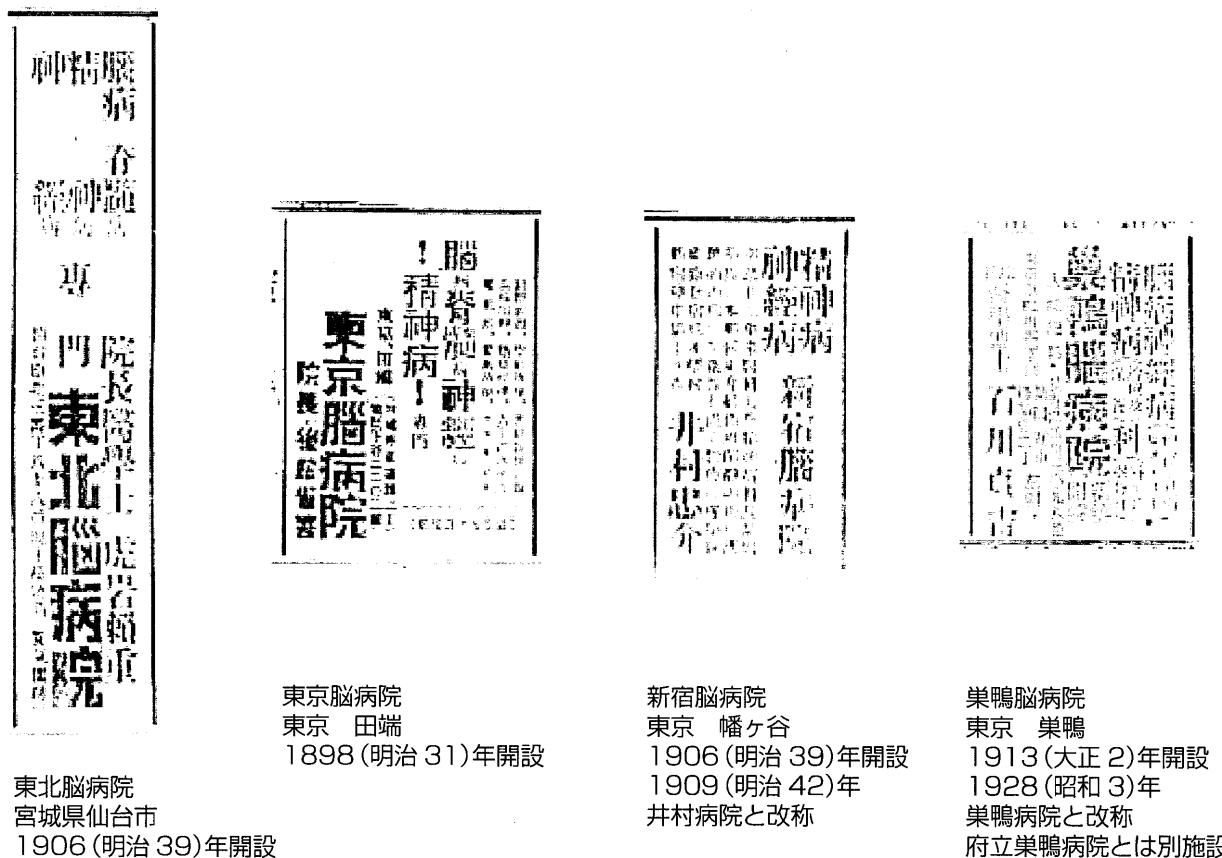


図4 明治から大正時代の岩手日報広告

だったため、「市町村長ノ監置」のほか、「義務者ノ監置」としても病院監置に利用された可能性がある。したがって、治療施設としての病院を利用できたものは、統計資料の数よりも更に少なかったといえる。

次に岩手保養院開設後の推移をみると、精神病院法に依る入院が初めて記載された1935(昭和10)年は、岩手保養院が代用精神病院の指定を受けた年と一致する(図3)。また、代用精神病院は県を越えて使用することができなかつた⁷¹⁾ため、精神病院法に依る入院は全て岩手保養院への入院だったことになる。

しかし、岩手保養院の入院患者数は1933(昭和8)年5人、1934年16人、1935年36人(各年末数)⁷²⁾と年を追うごとに増えているのに対し、統計資料の人数は、1933(昭和8)年1人、1934年0人、1935年10人であり、岩手保養院の入院患者数と監置の届出の数が一致しない。この時期、入院患者は岩手県内の他、旧南部藩領の青森県八戸市を中心に青森市以東、秋田県鹿角郡からも受け入れていた⁷³⁾とされ、他県の入院患者が含まれたことが

要因の一つと考えられるが、県内の患者が全く含まれないとは考え難い。

この不一致の主な要因は、入院患者の病院監置に関して届出の不備があったことと考えられる。1933(昭和8)年12月13日付け岩手日報⁷⁴⁾に「妙泉寺保養院に人権問題が起る、許可を受けず精神病者を監置、盛岡署重大視す」という見出しの記事が掲載された。この記事には「岩手病院付属の(中略)精神病院保養院に於いて精神病者を保護の名目の下にこれを最重監置しているとの風評あり監置の際には県知事の許可を得なければならぬが未だかつて同病院では当局の許可を受けたことがないので、此は重大なる人権蹂躪問題として(個人名削除)突如同精神病院に赴き同病院を視察して帰廳したが右は明らかに精神病者監置規定に背反するものであるとして数日間研究の上、単に警告を発するに止めるか或は処分の舉に出るか決定する筈だが問題は世の常ならぬ人間を扱つておる療養病院のこととて斯界の注目を惹くだろう」とある。この記事によると、1933(昭和8)年まで岩手保養院の入院は、監置の届出がなかったことに

なる。

同日の新聞記事の中で岩手保養院院長は、「警察の方々が精神病院視察に見えられたことは聞いてゐるがソレは知らなかった。(中略)患者は病院内は自由に出歩きが出来るが病院外にだけは出ることが出来ぬ様になって居ます。仙台の東北帝大病院などでも之と同じですが別に當局の許可は受けて居ない。尤も東北脳病院では収用者は全部當局の監置の許可を受けて居る様だ。この規則は各縣に依って相違があるので本縣はどういふことになって居るのでせうか」と述べており、病院に届出の必要性が知らされていなかった可能性もある。また、例示された2病院はどちらも宮城県の病院であり、県による相違ではない。

表9 精神病者監護法第四條

精神病者ノ監置ノ方法又ハ場所ヲ変更シタルトキハ二十四時間以内ニ行政庁ニ届出ヘシ

精神病者監護法第四條(表9)には、監置の方法や場所を変更したときには24時間以内に届け出るように規定され、私宅に監置していた者が入院した場合には届出が必要だった。また、第九條(表3)には、精神病院は監置の届出をせずに使用してはならないと規定されており、監置を要しない程度の者は入院させることができなかった。そのため、軽症の人への便法として、内科、脳病科、脳神経病科などを標榜して、精神病院、精神病室としない方法をとる病院があった⁷⁵⁾。東北帝大病院はこの方法で神経科精神科と標榜し、東北脳病院は精神病院として監置の許可を受けた収容だったと捉えられる。したがって、岩手保養院は許可を得るために届出が必要だった。

しかし、本来届出は監置義務者となる家族や市町村長が行なうものであり、市町村長からの届出もなかったことから、これは病院だけの問題ではない。

さらに、届出のない入院が人権蹂躪問題であるとの内容から、当時の警察や世論が、私宅監置や病院監置について社会の保安のためだけでなく、人権擁護という考えを持っていたことがわかる。

7. 義務者の監置

精神病者監護法に依る「公立私立病院ニ監置シタルモノ」と「其他ノ場所ニ監置シタルモノ」それぞれの監置場所について、「義務者ノ監置」、「市町村長ノ監置」、精神病院法に依る入院の各項目別の被監置者数の推移を図5に示した。

岩手県の監置は、精神病者監護法に依って義務者が「其他ノ場所ニ監置シタルモノ」が、多くを占めていた。これは病院以外の場所すなわち私宅監置を意味しており、監置の大半が家族親族による私宅監置だったということになる。前述の通り、岩手県では精神科病院の開設が遅く、私宅への監置を余儀なくされたと考えられる。また、病院開設後は、病院への収容や監置が増加しているが、私宅監置の増加を補うことはできず、監置の義務者となった家族親族には大きな負担があったと推察される。

岩手保養院の医師だった白石³⁾は「入院者の多くは経済的に裕福な家庭の出であり、農村出身者またはその縁故者であったため飢餓や栄養失調の患者は比較的少なかったが、精神医療を受けさせてもらえなかった階層、岩手の貧しい座敷牢の患者さんの相当数が、寒氣と飢えとで凍死したのではないか」と述べている。経済的な理由から私宅監置の他に選択肢がなかった多くの被監置者は、冬には氷点下20℃を下回る北東北岩手の厳しい環境の中で過酷な生活を強いられたと推察される。

8. おわりに

本稿では被監置者数の動向を軸として岩手県の精神障害者の処遇をみてきた。『岩手県警察統計書』と『府県統計書岩手県』を用い、1903(明治36)年から1941(昭和16)年まで39年間に及ぶ県内の被監置者の実数とその推移を明らかにした。今回の調査から以下のことが確認された。

岩手県の被監置者は43人から170人で、男性が多かった。また、一度監置されると一生出られなかつたという通説とは異なり、死亡で監置を廃止された人数よりも治癒と判断されて監置を解かれた人数が上回っていた。

精神科病院の開設の遅く、病院を受診するためには、県外へ出でいく必要があった。被監置者の大半は、治療を受けられないまま私宅監置を余儀なくされ、病院としての機能を持たない盛岡市精神病者収容室への監置もあった。被監置者にも監置義務者となった家族親族にも大きな負担を強い

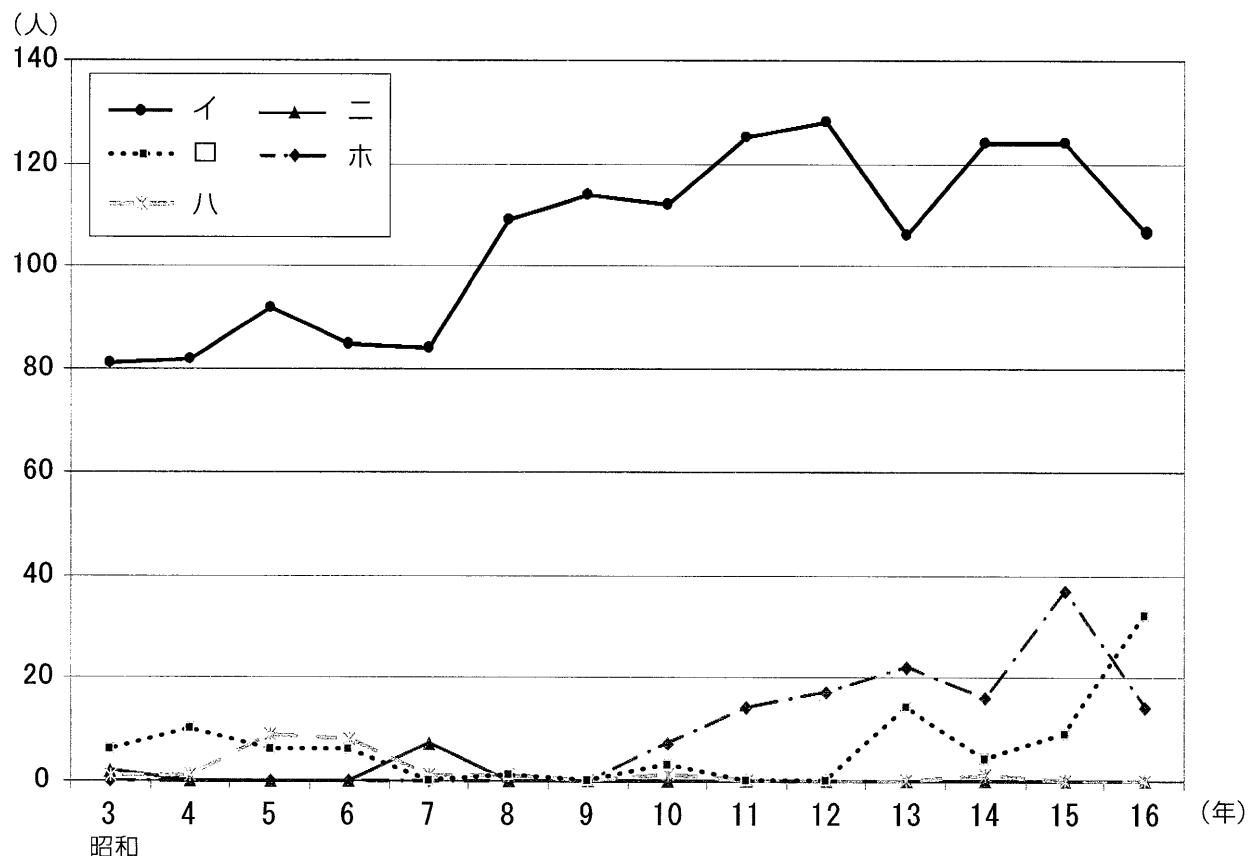


図5 岩手県における監置場所および義務者市町村長の別監置者数の推移

イ：精神病者監護法、義務者に依る、その他の場所への監置
 ハ：精神病者監護法、市町村長に依る、その他の場所への監置
 ニ：精神病者監護法、市町村長に依る、公立私立病院への監置
 モ：精神病院法に依る、精神病院・代用精神病院への入院

たことが推察される。

監置に関する先行研究において、各都道府県の被監置者数に関する統計資料を39年間に渡って、欠損無く集めたものは見当たらず、これは今後の精神科の歴史研究における貴重な被監置者数と監置場所の内訳を知る資料となり得るものである。

また、岩手県取締規則を警察資料や新聞記事に照らして検討したことで、当時の処遇が保安だけでなく、精神障害者に対して人権擁護の姿勢があったと推察される。

文献

- 1) 精神病者監護法：明治33年3月10日法律第38号、1900。
- 2) 精神衛生法：昭和25年5月1日法律第123号、1950。
- 3) 白石順吉：岩手の精神医療と精神病院、病院、33(3), 85-90, 1974.
- 4) 白石順吉：日本精神医学風土記第2回岩手県、臨床精神医学、14(9), 1395-1401, 1985.
- 5) 吳秀三、櫻田五郎：精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察、創造出版、2007.
- 6) 内閣官報局：法令全書第8巻-1, 542, 1890. 1975.
- 7) 東京警視監獄署編纂：警視本署達要纂、896, 1889.
- 8) 内務省警保局：警務要書、152-157, 1885.
- 9) 警視庁蔵版：警視庁令類纂、53-56, 1887.
- 10) 赤倉貴子：明治33年「精神病者監護法」の成立、六甲台論集、法学政治学篇、神戸大学、47(3), 1-68, 2001.
- 11) 警察本部編纂：岩手縣警察要規全、

- 192-193, 1887.
- 12) 岩手縣警察部：現行岩手縣警察要規中卷，83, 1893.
- 13) 警視庁総監官房文書課編：警察法令類纂第三輯，財團法人自警会，210, 1927.
- 14) 橋本明：精神病者私宅監置に関する研究－吳秀三・樫田五郎「精神病者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察」を読み解く－，愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編，愛知県立大学，53, 149-168, 2004.
- 15) 岩手縣：明治33年訓令丁號，1900.
- 16) 岩手縣第四部：明治37年岩手縣警察統計書，184-189, 1906.
- 17) 岩手縣第四部：明治38年岩手縣警察統計書，162-166, 1907.
- 18) 岩手縣警察部：明治41年岩手縣警察統計書，58-59, 1909.
- 19) 岩手縣：明治四十二年岩手縣統計書，169, 1911.
- 20) 岩手縣：明治四十三年岩手縣統計書，120, 1912.
- 21) 岩手縣：明治四十四年岩手縣統計書，96, 1913.
- 22) 岩手縣：大正元年岩手縣統計書第四編警察及衛生，22, 1914.
- 23) 岩手縣：大正二年岩手縣統計書第四編警察及衛生，22, 1915.
- 24) 岩手縣：大正三年岩手縣統計書第四編警察及衛生，24, 1916.
- 25) 岩手縣：大正四年岩手縣統計書第四編警察及衛生，67, 1917.
- 26) 岩手縣：大正五年岩手縣統計書第四編警察及衛生，72, 1918.
- 27) 岩手縣：大正六年岩手縣統計書第四編警察及衛生，71, 1919.
- 28) 岩手縣：大正七年岩手縣統計書第四編警察及衛生，72, 1920.
- 29) 岩手縣：大正八年岩手縣統計書第四編警察及衛生，70, 1921.
- 30) 岩手縣：大正九年岩手縣統計書第四編警察及衛生，72, 1922.
- 31) 岩手縣：大正十年岩手縣統計書第四編警察及衛生，73, 1923.
- 32) 岩手縣：大正十一年岩手縣統計書第四編警察及衛生，73, 1924.
- 33) 岩手縣：大正十二年岩手縣統計書第四編警察及衛生，63, 1926.
- 34) 岩手縣：大正十三年岩手縣統計書第四編警察及衛生，64, 1926.
- 35) 岩手縣：大正十四年岩手縣統計書第四編警察及衛生，65, 1927.
- 36) 岩手縣：大正十五年昭和元年岩手縣統計書第四編警察及衛生，63, 1928.
- 37) 岩手縣：昭和二年岩手縣統計書第四編警察及衛生，63, 1929.
- 38) 岩手縣：昭和三年岩手縣統計書第四編警察及衛生，63, 1930.
- 39) 岩手縣：昭和四年岩手縣統計書第四編警察及衛生，66, 1931.
- 40) 岩手縣：昭和五年岩手縣統計書第四編警察及衛生，66, 1932.
- 41) 岩手縣：昭和六年岩手縣統計書第四編警察及衛生，68, 岩手県，1933.
- 42) 岩手縣：昭和七年岩手縣統計書第四編警察及衛生，67, 1934.
- 43) 岩手縣：昭和八年岩手縣統計書第四編警察及衛生，68, 1935.
- 44) 岩手縣：昭和九年岩手縣統計書第四編警察及衛生，57, 1936.
- 45) 岩手縣：昭和十年岩手縣統計書第四編警察及衛生，31, 1937.
- 46) 岩手縣：昭和十一年岩手縣統計書第四編警察及衛生，40, 1938.
- 47) 岩手縣：昭和十二年岩手縣統計書第四編警察及衛生，50, 1939.
- 48) 岩手縣：昭和十三年岩手縣統計書第四編警察及衛生，42, 1940.
- 49) 岩手縣：昭和十四年岩手縣統計書第四編警察及衛生，40, 1942.
- 50) 岩手縣：昭和十五年岩手縣統計書第四編警察及衛生，36, 1943.
- 51) 岩手縣：昭和十六年岩手縣統計書第四編警察及衛生，38, 1944.
- 52) 岩手縣：昭和二十二年岩手縣統計年鑑，324, 1949.
- 53) 岩手縣：昭和二十三年岩手縣統計年鑑，1950.
- 54) 岩手縣：昭和二十四年岩手縣統計年鑑，1951.
- 55) 岩手縣：昭和二十五年岩手縣統計年鑑，1951.
- 56) 岩手縣：昭和二十六年岩手縣統計年鑑，1952.
- 57) 吳秀三・樫田五郎：精神病者私宅監置ノ実

- 況及ビ其統計的觀察, 103, 創造出版, 2007.
- 58) 岩手県警察史, 岩手県警察本部, 205–210, 1957.
- 59) 山本明弘, 板原和子他: 和歌山県における精神障害者処遇の歴史－精神病者監護法における監置の実態－, 和歌山県立医科大学保健看護学部紀要, 2, 7–16, 2006.
- 60) 呉秀三, 横田五郎: 精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察, 131, 創造出版, 2007.
- 61) 橋本明: 大分県公文書館所蔵『昭和十五年監置精神病者に関する綴』解題, 愛知県立大学文学部論集, 54, 99–149, 2006.
- 62) 大正8年3月27日法律25号精神病院法: 1919.
- 63) 広田伊蘇夫: 立法百年史－精神保健・医療・福祉関連法規の立法史, 31–41, 批評社, 2004.
- 64) 財団法人岩手済生会: 岩手保養院五十年史, 75–76・150–151, 1983.
- 65) 財団法人岩手済生会: 岩手保養院五十年史, 79, 1983.
- 66) 岡田靖雄: 私説松沢病院史, 岩崎学術出版社, 166, 1981.
- 67) 岩手日報: 1906–1907.
- 68) 小俣和一郎: 精神病院の起源近代編, 74, 太田出版, 2000.
- 69) 菅修: 本邦ニ於ケル精神病者竝ビニ之ニ近接セル精神異常者ニ關スル調査, 精神神經學雑誌, 39(1), 1937.
- 70) 厚生省予防局: 予防衛生に関する法規及例規, 216, 1941.
- 71) 小俣和一郎: 精神病院の起源近代編, 66–69, 太田出版, 2000.
- 72) 財団法人岩手済生会: 岩手保養院五十年史, 191, 1983.
- 73) 岩手医科大学: 岩手医科大学四十年史, 476–480, 1968.
- 74) 岩手日報: 昭和8年12月13日.
- 75) 岡田靖雄: 日本精神科医療史, 157–158, 医学書院, 2002.

Abstract

The purpose of this research is to clarify the realities of lawful confinement of mentally disordered people from the Meiji era to the beginning of the Showa era.

The realities of lawful confinement:

- 1) The number of people in lawful confinement at the end of every year was from 43 to 170 people.
- 2) There were more men than women in lawful confinement.
- 3) Opposite to common belief, more people were released from lawful confinement than those that remained until the end of their life.
- 4) Many lawful confinements took place at home.
- 5) Houses, hospitals, and one municipal facility were used as places of lawful confinement.

First mental hospital was established in 1932 in Iwate Prefecture, later than most other prefectures. Therefore some mentally disordered people were lawfully confined to one municipal facility at the prefecture and hospitals at other prefectures.

Most mentally disordered people in were not able to go to mental hospital, and were lawfully confined at home by necessity.

Despite this, human rights were still preserved and protected in accordance with the law, according to newspaper accounts.

Keywords : The law to control the mentally subnormal, Mental hospital law,

Lawful confinement, History, Iwate prefecture